

随意契約に付し比較見積書を省略する理由

本工事は、河内長野市滝畑地内において、平成29年10月21日に発生した台風21号被害により崩壊した山腹法面の侵食の拡大防止のために法面工を施工するものである。

当該施工地は、平成31年1月11日に株式会社大起建設と契約を締結した「千石谷地区山腹工（30・復旧）工事」に隣接する山腹法面で、今般の降雨により新たな亀裂が発生したことから、山腹法面の侵食の拡大防止のため、新たに対策工事が必要となったもの。

近年の異常豪雨災害に伴い、山腹法面の崩壊のリスクが高まっており、下流に位置する民家への被害を未然に防ぐためには、山腹法面の侵食の防止対策を早急に行う必要があり、同一山腹法面内の既発注工事と並行して本工事を行う必要がある。

両工事の施工には、工事用進入路となる狭隘な林道の通行や、法面工の施工時に互いの工事進捗を阻害しないよう綿密に調整しながら進める必要がある。

このため、早期に両工事を完成させるためには、既発注工事の施工業者に施工させることが最善であり、工期の短縮や工事の安全・円滑かつ適切な施工に加え、経費を節減する上でも極めて有利と認められる。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、株式会社大起建設との随意契約とし、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき比較見積書を省略する。